

憲法 Chapter 4

Date

/

Date

/

Date

/



信教の自由に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 憲法89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」とは、特定の宗教の信仰、礼拝、普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体を指すところ、財団法人日本遺族会及びその支部である市遺族会は、いずれも、「宗教上の組織若しくは団体」にあたらない。
- 2 宗教とは無関係な行政上の要請により、宗教を信じているか、いずれの宗教団体に属しているかなど、個人の信仰に関する申告をさせることも、内心における信仰の自由の侵害となる。
- 3 県による玉串料の神社への奉納は、建築主が主催する起工式を行う場合と同様に、時代の推移によってその宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものになっているとまでは到底いうことができず、憲法の禁止する宗教的活動にあたる。
- 4 裁判所が宗教法人に対してした宗教法人法所定の解散命令は、当該宗教法人の信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする効果を一切伴わないのであるから、法人格を失った宗教団体の信者が宗教上の行為を継続する上で何らの支障を生じさせることはない。
- 5 憲法20条3項は、国と宗教とのかかわり合いが、その目的と効果に照らして相当な限度を超えた場合にこれを禁止する趣旨であるため、国公立学校で真摯な宗教的理由から体育実技を履修できない学生に対して代替措置を認めることを一切禁じるものではない。

正解

4

【精神的自由①】 信教の自由

1 妥当である

判例は、「憲法の政教分離原則の趣旨からすれば、憲法20条1項後段にいう『**宗教団体**』、憲法89条にいう『**宗教上の組織若しくは団体**』とは、**特定の宗教の信仰、礼拝、普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体**を指すものと解すべきである。……日本遺族会及び市遺族会は、いずれも、特定の宗教の信仰、礼拝、普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体には該当しないものというべきであって、前記『宗教団体』又は『宗教上の組織若しくは団体』に該当しない」とした（最判平11.10.21）。

2 妥当である

信教の自由（憲法20条1項前段）は、**内心における宗教上の信仰の自由**を含む。これは、憲法19条の思想・良心の自由が宗教の面にあらわれたものである。したがって、**信仰を有する者に対してその信仰の告白を強制し、又は信仰を有しない者に対して信仰を強制することは許されない**。

3 妥当である

判例は、愛媛玉串料事件において、本肢のような内容の判示をしている（最大判平9.4.2）。

4 妥当でない

判例は、「解散命令によって宗教法人が解散しても、信者は、法人格を有しない宗教団体を存続させ、あるいは、これを新たに結成することが妨げられるわけではなく、また、宗教上の行為を行い、その用に供する施設や物品を新たに調えることが妨げられるわけでもない。すなわち、解散命令は、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないのである。もっとも、宗教法人の解散命令が確定したときはその清算手続が行われ（法〔宗教法人法〕49条2項、51条）、その結果、宗教法人に帰属する財産で礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供していたものも処分されることになるから（法〔宗教法人法〕50条参照）、これらの財産を用いて信者らが行っていた**宗教上の行為を継続するの**に何らかの支障を生ずることがあり得る」として、**解散命令が信者の宗教上の行為を継続するの**に何らかの支障を生じさせることがあることを認めた（オウム真理教解散命令事件 最決平8.1.30）。

5 妥当である

判例は、剣道実技拒否事件において、本肢のような内容の判示をしている（最判平8.3.8）。

以上により、妥当でないものは**肢4**であり、正解は**4**となる。